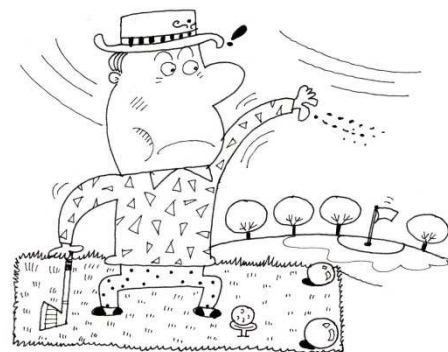


私的な費用を会社に計上しないようにしましょう

私的な費用が会社の経費に混入していると、税務調査で否認されるケースがあります。会社の経費として認められないとどのような影響があるのでしょうか。

1. 私的な費用とみなされるものの例

- ・ 家族従業員しかいない会社で行った慰安旅行費用
- ・ 社長の自宅に設置した電化製品の購入費用
- ・ 事業に関係のない人との飲食費用、ゴルフのプレー代等



2. 私的な費用は役員賞与などに認定されます

- ・ 事業活動に必要な費用は、経費として処理します。
事業活動とは、お金を使って、売上や利益を得る活動を言います。
- ・ 税務調査で、支払った経費が社長個人の利益にしかならず、会社の費用として否認されると、社長への賞与とみなされます。

3. 役員賞与とされた場合の税負担

- ・ 個人所得税、個人住民税が課税されます。
- ・ 支出した費用が役員賞与と認定された場合、法人の損金にはならず、法人税の負担が増加します。
- ・ 私的な支出に伴う消費税分は、仕入税額控除ができなくなり、消費税の負担が増加します。

4. 私的な費用を混入させない為に

- ・ 公私混同は、従業員のモチベーションやモラルにも影響します。経営者や経営幹部が身を律することは、不正の起こりにくい企業体質作りにもつながります。
- ・ 物品の購入やサービスの利用は、「誰が、何のために、必要なのか」を明確にし、記録に残すことが必要です。そのような取り組みは、会社のコスト削減に効果を及ぼすことにもなります。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083

愛知県豊橋市下地町横山 45 番地の 1

TEL : 0532-53-5333 FAX : 0532-53-5118